

平成26年3月31日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第3の2記載の原処分取消しを求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、障害認定日においてはうつ病、裁定請求日においては双極性障害(この2つの傷病は関連する同一傷病と認められるから、以下、併せて「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として、国民年金法による障害基礎年金及び厚生年金保険法による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、先ず、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、主位的請求について、障害認定日における請求人の当該傷病による障害の状態は、国民年金法施行令(以下「国年令」という)別表及び厚生年金保険法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める程度に該当しないとして、障害給付を支給しない旨の処分をし、次いで、同月〇日付で、請求人に対し、予備的請求について、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態は、厚年令別表第1に定める3級の程度に該当するとして、同年〇月〇日を受給権発生日とする障害等級3級の障害厚生年金を裁定する処分(以下「本件裁定」という。)をし、もって、それを超える障害給付はこれを支給しない旨の処分をした。

3 請求人は、上記2の各処分を不服とし、平成〇年〇月〇日(受付)、〇〇厚生局

社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対し、審査請求をした。

- 4 その後、厚生労働大臣は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付で、上記2の各処分を変更し、請求人の障害認定日における当該傷病による障害の状態は、国年令別表に定める2級の程度に該当するとして、平成〇年〇月〇日を受給権発生日とする障害等級2級の障害給付を支給する旨の決定をし、また、平成〇年〇月〇日現時における請求人の当該傷病による障害の状態は、厚年令別表第1に定める3級の程度に該当し、国年令別表に定める2級の程度に該当しないとして、同年〇月から障害基礎年金の支給を停止し、障害厚生年金の額を改定する旨の処分(以下、この障害基礎年金の支給を停止し、障害厚生年金の額を改定した処分を「本件額改定処分」という。)をした。
- 5 請求人は、審査官が、平成〇年〇月〇日付で、本件審査請求を棄却したため、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 本件における審査の対象

- 1 請求人は、障害認定日による請求を主位的請求とし、事後重症による請求を予備的請求として、本件裁定請求をしたのであるが、主位的請求と予備的請求を併合して裁定請求をすることは、主位的請求が認められることを解除条件として、次順位の予備的請求を併合するものにほかならないから、予備的請求は、主位的請求が認められるという条件が成就することによって、その効力を失うものである(民事訴訟における給付請求につき、最高裁判所昭和37年(オ)第1148号同39年4月7日第三小法廷判決・民集第18巻4号520頁参照)。本件においては、厚生労働大臣による上記処分変更により、主位的請求が認められて障害等級2級の障害厚生年金が裁定されたのであるから、予備的請求である事後重症による裁定請求は、解除条件が成就したことにより、裁定請求としての効力が失われ、厚生労働大臣が平成〇年〇月〇日付でした、本件裁定は、当然に失効し

たものである。しかして、厚生労働大臣は、上記の処分変更により裁定した障害等級2級の障害給付につき、上記第2の4記載のとおり、障害基礎年金の支給を停止し、障害厚生年金の額を改定する旨の本件額改定処分をしたのである。

- 2 ところで、請求人の審査請求の趣旨は、「原処分である障害認定日（不支給）・請求日（3級）の決定を取消し、2級の認定に改めていただくよう、審査を申し立てるものであります。」というものであり、請求人は、再審査請求においても、再審査請求の趣旨として、これを維持している。しかしながら、本件再審査請求の趣旨のうち、主位的請求である障害認定日請求に関する部分は、厚生労働大臣の上記処分変更により、これが認められたのであるから、もはや、不服申立の利益は消滅したので、この部分については判断しない。

次に、予備的請求である事後重症による請求に関する部分については、その請求はもとより、本件裁定も失効していることから、審査の対象が失われたものとして、不合法となるかどうかについて検討するに、本件裁定も本件額改定処分のいずれも、請求人の平成〇年〇月〇日現症による障害の状態が厚年令別表第1に定める3級の程度に該当することを処分の理由としていること及び本件裁定請求から本件額改定処分に至る経緯に、再審査請求の趣旨中の本件裁定に対する不服の趣旨は、本件額改定処分に対する不服の趣旨と理解しても矛盾はないことなどを併せ考慮すると、本件裁定に対する審査請求をもって、本件額改定処分に対する審査請求がなされたものとして、再審査を行うのが相当であり、以下においては、本件額改定処分を「原処分」という。

- 3 障害基礎年金は、受給権者が国年令別表に掲げる程度（障害等級1級及び2級）の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止されることとなっている。また、厚生労働大臣は、障害厚生年金の

受給権者の障害の程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、その程度に応じて、その額を改定することができることとなっている。

本件の問題点は、平成〇年〇月〇日現症時における請求人の当該傷病による障害の状態（以下、これを「本件障害の状態」という。）が、国年令別表に掲げる程度に該当しないと認められるかどうかということである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

「(略)」

- 2 上記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 国年令別表は、障害等級2級の障害給付が支給される障害の状態を定めているが、請求人の当該傷病による障害にかかわると認められるものとしては、「精神の障害であつて、前各号と同程度（注：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度）以上と認められる程度のもの」（16号）が掲げられている。

そして、国民年金法及び厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えているものである。

- (2) 認定基準の「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、

労働により収入を得ることができない程度のものであり、例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである、とされている。

認定基準の第3第1章第8節／精神の障害によると、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもを2級に該当するものと認定するとされ、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」（以下「そううつ病」という。）、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分するとされているところ、請求人の当該傷病については、そううつ病に関する認定要領を参酌して障害の程度を認定するのが相当と認められ、そううつ病による障害で障害等級2級に相当すると認められるものの一部例示として、「気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんばんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの」が掲げられている。そして、そううつ病は、本来、症状の著明な時期と症状の消失する時期を繰り返すものであるもので、現症のみによって認定することは不十分であり、症状の経過及びそれによる日常生活活動等の状態を十分考慮するとされ、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能、特に、知情意面の障害も考慮の上、社会

的な適応性の程度によって判断するよう努めるとされている。

- (3) 上記1で認定した本件障害の状態は、病状又は状態像として、抑うつ状態（思考・運動制止、憂うつ気分）、そう状態（感情昂揚・刺激性、易怒性・被刺激性亢進）が指摘され、その具体的な程度・症状は、気分の基調は抑うつ的でほとんど自宅で過ごし、活動性は著しく低いが、過去に躁状態のエピソードがあり、情動的な易変性が目立ち、些細なことで家族と言い争いになっては、怒りをコントロールすることが困難となり、そわそわと言動が落ち着かないこともあり、慎重に将来の計画を立てることができないとされ、日常生活状況は、子供と暮らしているがしばしば静いとなり、家族以外の人間関係には乏しいとされ、日常生活能力の判定では、すべての評価項目が、自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる又は助言や指導があればできるとされているものの、日常生活能力の程度は「(3)」で、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、日常生活に一定の援助を要し、労働能力は期待できないとされている。

このような本件障害の状態を総合勘案すると、それは、上記そううつ病で2級に相当すると認められる例示に該当しないし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度に至っているとまではいえない。

- (4) 以上によれば、本件障害の状態は、国年令別表に掲げる2級の程度に該当しないし、もとよりそれより重い1級にも該当しないから、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。